

平成 21 年度受動喫煙に関する施設調査実施要綱

1 調査の目的

この調査は、県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況及び受動喫煙防止対策実施上の問題点等を明らかにすることにより、今後の受動喫煙防止対策推進方策検討の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の対象

- (1) 対 象 県内に所在する公共的施設 約 4,150 施設
- (2) 抽 出 平成 18 年度事業所・企業統計調査等から層化無作為抽出

3 調査の方法

郵送自計式

県の封筒により送付し、健康増進課たばこ対策室で回収する。

4 調査項目

- (1) 属性（施設種別、形態、規模(面積)）
- (2) 受動喫煙の認知度
- (3) 受動喫煙防止対策の実施状況
- (4) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の認知度
- (5) 今後の受動喫煙防止対策についての意見等

5 調査時期

平成 21 年 11 月 16 日(月)～11 月 30 日(月)（予定）

6 調査周期

隔年(予定)

7 調査実施機関

神奈川県保健福祉部健康増進課たばこ対策室

標本抽出、集計等について専門業者に委託予定。

8 調査結果の公表

調査終了時にホームページに掲載する等により情報提供を行う。

平成 22 年 2 月下旬頃を予定。

施設調査票

調査にお答えいただく前に、貴施設（平成21年11月1日現在）についてうかがいます。次の設問（F1～F3）はいただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。貴施設を特定し、指導や注意を行うことは一切ありません。必ずご記入ください。

F1 貴施設の種別を で囲んでください。（は1つ）

1 学校（幼稚園・小中高校・大学等及び類似施設）	12 銀行・保険会社などの金融機関
2 病院・診療所又は助産所	13 図書館・博物館・美術館・動物園及び類似施設
3 薬局	14 老人ホーム・保育所等社会福祉施設
4 施術所（あん摩治療院など）	15 官公庁施設（1～14に該当するものを除く）
5 劇場・映画館・演芸場	16 食堂・レストラン・居酒屋などの飲食店
6 観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	17 キャバレー・ナイトクラブ及び類似施設
7 集会場又は公会堂	18 ホテル・旅館などの宿泊施設
8 展示場	19 ゲームセンター・カラオケボックス及び類似施設
9 体育館・ボウリング場などの運動施設	20 マージャン屋・パチンコ店及び類似施設
10 公衆浴場（銭湯・サウナなど）	21 1～20に該当しないサービス施設
11 百貨店・マーケットその他の物品販売店	

F2 貴施設の形態を で囲んでください。（は1つ）

- 1 独立した建物 2 ビル・地下街の一部を使用

F3 貴施設の規模（建物または管理の権限がおよぶ範囲の床面積）を で囲んでください。（は1つ）

- 1 50㎡以下 2 51㎡～100㎡ 3 101㎡～300㎡
4 301㎡～700㎡ 5 701㎡～1,000㎡ 6 1,001㎡以上

問1 あなた（「施設の管理者または責任者」をいう。以下同様。）は「受動喫煙」という言葉をご存知ですか。次の中から1つ選んでください。（は1つ）

- 1 言葉も意味も知っている 2 言葉は知っているが、意味はよくわからない
3 知らなかった（今回の調査で初めて知った）

問2 「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。

次の中から1つ選んでください。（は1つ）

- 1 健康への影響がある 2 健康への影響はない【問4へお進みください。】
3 わからない【問4へお進みください。】

【問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。】

問3 あなたは、受動喫煙によりどのような健康影響があるとお考えですか。次の「健康影響」について、それぞれ1つ選んでください。（1つの「健康影響」に は1つ）

健康影響	影響がある	影響はない	わからない
肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	1	2	3
子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	1	2	3
乳幼児突然死症候群の危険性を高める	1	2	3
妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	1	2	3
その他（具体的に： _____）			

【問4～問5はすべての施設がお答えください。】

問4 あなたは健康増進法第25条で、「学校、病院、飲食店など多くの人が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められていることをご存知ですか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 知っている 2 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)

問5 あなたは、神奈川県で受動喫煙を防止するための条例(神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(以下「県受動喫煙防止条例」といいます))が制定されたことをご存じですか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 内容まで知っている
2 条例が制定されたことは知っているが、内容は知らない【 問7にお進みください。】
3 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)【 問7にお進みください。】

【問6は、問5で「1 内容まで知っている」を選んだ方がお答えください。】

問6 県受動喫煙防止条例に盛り込まれている内容について知っているものをすべて選んでください。(はいくつでも)

- 1 不特定又は多数の者が利用する室内又はこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである
2 学校や病院・官公庁施設は禁煙に、飲食店やホテル・娯楽施設は禁煙又は分煙にしなければならない
3 小規模飲食店や小規模宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は、禁煙又は分煙にすることは努力義務である
4 禁煙とした施設についても喫煙所の設置は可能である。
5 施設の入口に禁煙又は分煙の表示をしなければならない
6 保護者同伴であっても、喫煙所や喫煙席に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない
7 必要な対策を行わない施設には罰則(過料)が科される場合がある
8 施行は、平成22年4月1日からである

【問7～問10はすべての施設がお答えください。】

問7 あなたは、県の条例を何で知りましたか。また、問5で「3 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)」を選んだ方は、どのような方法で情報提供するのが良いと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(はいくつでも)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 県のたより | 2 市町村の広報紙 |
| 3 新聞報道 | 4 県提供のテレビ・ラジオ番組 |
| 5 4以外のテレビ・ラジオ番組 | 6 タウン紙など |
| 7 雑誌 | 8 街頭キャンペーン |
| 9 県が主催する講援会や説明会 | 10 リーフレット |
| 11 県のホームページ | 12 県以外のホームページ |
| 13 家族・友人からの情報 | 14 加入している団体等からの情報 |
| 15 その他(具体的に: |) |

問 8 貴施設における受動喫煙を防止するための対策状況を次の中から 1 つ選んでください。

利用客が利用する部分の対策をお答えください。(は 1 つ)

貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理の権限がおよぶ範囲を「敷地内」又は「建物内」としてお答えください。

- 1 建物内を禁煙とするのみならず、敷地内も禁煙にしている
- 2 建物内を禁煙にし、喫煙所を屋外に設けている
- 3 建物内を禁煙にし、喫煙所を建物内に設けている
- 4 喫煙席と禁煙席を仕切り等で区切り、喫煙席から禁煙席にたばこの煙が流れ出さないようにしている
- 5 建物内に喫煙所を設けたり、喫煙席と禁煙席を分けたりしているが、禁煙場所にたばこの煙が流れ出さないようにはしていない
- 6 昼食時間帯など一定の時間帯は、禁煙にしている
- 7 その他(具体的に:)
- 8 対策はしていない

問 9 貴施設の受動喫煙防止対策の現状に対して利用者からは、どのような反応がありますか。

次の中から 1 つ選んでください。(は 1 つ)

- 1 肯定的な意見が多い
- 2 どちらかというとな肯定的な意見が多い
- 3 どちらかというとな否定的な意見が多い
- 4 否定的な意見が多い
- 5 意見はない

問 10 貴施設は、平成 22 年 4 月 1 日の県受動喫煙防止条例の施行に向けて、どのように取り組んで行く予定ですか。(すでに何らかの対策をしている場合は、さらに進める予定があるかをお答えください)

次の中から 1 つ選んでください。(は 1 つ)

- 1 既に対策を実施済である
- 2 対策を実施予定である
- 3 どのような対策をするか検討中である(どう取り組んでよいかわからない)【 問 12 へお進みください。】
- 4 検討していない【 問 12 へお進みください。】

〈問 11 は問 10 で「1 既に対策を実施済である」「2 対策を実施する予定である」を選んだ施設がお答えください。〉

問 11 貴施設が予定している対策の内容は何ですか。

次の中から 1 つ選んでください。(は 1 つ)

- 1 建物内を禁煙にするのみならず、敷地内を禁煙にする
- 2 建物内を禁煙にし、喫煙所を屋外に設ける
- 3 建物内を禁煙にし、喫煙所を建物内に設ける
- 4 喫煙席と禁煙席を仕切り等で区切り、喫煙席から禁煙席にたばこの煙が流れ出さないようにする
- 5 その他(具体的に:)

【問 12 は問 10 で「3 対策を検討中である」「4 検討していない」を選んだ施設がお答えください。

問 12 貴施設は、来年 4 月 1 日の県の条例の施行に向けて、どのように対応しようと考えていますか。次の中から 1 つ選んでください。(は 1 つ)

- 1 受動喫煙防止対策の効果的な方法を確認し、対策を検討する
- 2 融資制度などについての情報を確認し、対策を検討する
- 3 他施設の動向を見ながら対策の検討を進める
- 4 規制内容を十分に理解できていないので、まだ検討していない
- 5 条例の規制は努力義務となっているため対策は考えていない
- 6 その他(具体的に：)

【問 13～問 15 はすべての施設がお答えください。】

問 13 県受動喫煙防止条例の制定など、受動喫煙防止対策の動きについてどのように考えていますか。次の中から 2 つまで選んでください。(は 2 つまで)

- 1 利用者の健康を守るために必要である
- 2 受動喫煙防止は世界的な動きである
- 3 利用者により良いサービスを提供するために必要である
- 4 条例等により規制が強化されるので、やむを得ず対応している
- 5 自主的な取組みに任せるべきである
- 6 その他(具体的に：)

問 14 貴施設として、受動喫煙防止を効果的に進めるために行政に期待することはどれですか。次の中から 3 つまで選んでください。(は 3 つまで)

- 1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
- 2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
- 3 禁煙を希望する喫煙者への禁煙支援や未成年者への喫煙防止教育
- 4 受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体の表彰
- 5 施設の管理者等が実施する受動喫煙防止対策への経済的支援
- 6 施設の管理者等が実施する受動喫煙防止対策への技術的支援
- 7 県受動喫煙防止条例の円滑な施行
- 8 受動喫煙防止のための規制の強化
- 9 行政としての取組みは現状で十分である
- 10 その他(具体的に：)

問 15 受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒で、11 月 30 日(月)までにご投函ください。(切手は不要です)